

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 規 則

- 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部健康推進課】 3

### ◇ 公 告

- 地籍調査の地図及び簿冊の閲覧【建設局用地部用地管理課】 4

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市難病相談支援センターの供用時間及び休業日を定めることにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第5号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

北九州市立 精神保健福 祉センター	診療時間 8時30分から17時 まで	休診日 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から 翌年の1月3日までの日	を
-------------------------	--------------------------	--	---

北九州市立 精神保健福 祉センター	診療時間 8時30分から17時 まで	休診日 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から 翌年の1月3日までの日	に
北九州市難 病相談支援 センター	受付時間 8時30分から17時 15分まで	休業日 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から 翌年の1月3日までの日	

改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公告第150号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

平成30年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地図及び簿冊の名称

(1) 北九州市八幡西区大字本城、御開四丁目及び御開五丁目の各一部の地図及び簿冊

(2) 北九州市小倉南区沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、葛原東二丁目及び大字沼の各一部の地図及び簿冊

2 地図は平成29年3月に測量して作成し、簿冊は同月31日現在の状況により調査して作成したものである。

3 閲覧期間

平成30年3月8日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

4 閲覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市建設局用地部用地管理課（地籍調査担当）

5 訂正の申出

地図及び簿冊に測量又は調査上の誤り等があると認める者は、閲覧期間内に、市長に対し、訂正を申し出ることができる。

誤り等の訂正の申出をするときは、その旨を記載した書面を提出するとともに、申出者の印鑑を持参すること。

誤り等の訂正の申出書の用紙は、閲覧場所に備えている。